

【令和6年度卓球競技部細則】

1. 地域クラブ活動の参加規定（全中の特例競技部細則に準ずる）

- (1) 地域クラブ活動の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。
所属中学生以外は20歳以上の成人とする。
- (2) 大会への参加を希望する地域クラブ活動は兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に定められた申請手続きを行うこと。
- (3) 地域クラブ活動の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）を取得していること（令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること）。
- (4) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は日本卓球協会、兵庫県卓球協会へ登録し、年会費の支払いを行うこと。また兵庫県中学校体育連盟へ期間内に申請し、認定されていること。
- (5) 指導者を除く地域クラブ活動の構成員は、他の地域クラブ活動に重複して登録できない。
- (6) 団体戦に参加できる地域クラブ活動は、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は学校部活動から地域移行された団体とする。ただし、個人戦のみに参加を希望する地域クラブ活動に関しては地域移行の証明を求めない。地域移行された団体かどうかの判断は兵庫県中体連に任せる。（令和5年度からの措置）

2. 地域クラブ活動などの予選会への参加について、以下の条件を加える。

<団体戦、個人戦の共通事項>

- (1) 団体戦、個人戦で出場チーム名を変更することはできない。
(学校名または地域クラブ活動名のどちらかで統一して出場する。)
- (2) 同一年度における兵庫県中学校体育連盟主催大会（県総体と県新人）において、選手は出場チーム名を統一すること。
- (3) 同一年度において地域クラブ活動として個人登録（所属先）を変更した選手は、個人戦のみに出場可能とする。
- (4) 当該地域クラブ活動の構成員が全国大会や県大会、地区大会等に出場する際、重複して他のスポーツ団体や中学校の監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）になることはできない。

<団体戦>

- (1) 『地域移行された』地域クラブ活動でなければならない。
民間のクラブチームは参加することはできない。
- (2) 予選会へ出場する地区については、地域クラブ活動の所在地の各市郡または地区から参加すること。
- (3) 同一人が複数チームの代表者・監督・コーチ（アドバイザー）にはなれない。

<個人戦>

- (1) 『地域移行された』と認められていない民間のクラブチーム名でも参加することができる。
- (2) 予選会については、選手の在籍中学校の市郡または地区からの参加とする。